

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：野村不動産株式会社
代表者：代表取締役社長 松尾 大作
所在地：東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業
種類：高層建築物の設置
- 対象事業の所在地
東京都中野区中野四丁目

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルは、評価の指標を満足するものの、特に高層建築物の解体方法によっては、高い位置での作業による騒音の影響が懸念されることから、適切な環境保全のための措置を実施し、環境への影響の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、地区内外をつなぐ回遊性を高める歩行者ネットワークの形成を方針の一つに掲げており、中野駅に近接していることから不特定多数の人の利用が見込まれるが、風環境の予測結果では、計画地及びその周辺において、現況からの変化が一定程度生じる。このため、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。